

第九十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 十 号

昭和五十五年三月二十六日(水曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 塩川正十郎君

理事 中島源太郎君

理事 清水 勇君

理事 神崎 敏雄君

理事 越智 通雄君

理事 橋口 隆君

理事 栗山 明君

理事 後藤 茂君

理事 長田 武士君

理事 中川 嘉美君

理事 小林 政子君

出席政府委員

出席國務大臣

通商産業大臣 佐々木義武君

通商産業政務次官 梶山 静六君

中小企業庁長官 左近友三郎君

中小企業庁指導部長 植田 守昭君

中小企業庁小規模企業部長 廣瀬 武夫君

委員外の出席者

参 考 人

(中小企業共済事業団理事長) 越智 度男君

参 考 人

(中小企業振興事業団理事長) 斎藤 太一君

参 考 人

(中小企業振興事業団理事長) 中西 申一君

商工委員会調査室長

委員の異動

三月二十六日

辞任

補欠選任

同日 洪沢 利久君

同日 嶋崎 讓君

同日 補欠選任

同日 洪沢 利久君

同日 嶋崎 讓君

同日 補欠選任

同日 洪沢 利久君

同日 嶋崎 讓君

同日 補欠選任

同日 洪沢 利久君

同日 嶋崎 讓君

同日 補欠選任

同日 洪沢 利久君

同日 嶋崎 讓君

同日 補欠選任

同日 洪沢 利久君

同日 嶋崎 讓君

同日 補欠選任

同日 洪沢 利久君

同日 嶋崎 讓君

同日 補欠選任

同日 洪沢 利久君

同日 嶋崎 讓君

同日 補欠選任

同日 洪沢 利久君

同日 嶋崎 讓君

同日 補欠選任

同日 洪沢 利久君

同日 嶋崎 讓君

同日 補欠選任

同日 洪沢 利久君

同日 嶋崎 讓君

同日 補欠選任

同日 洪沢 利久君

同日 嶋崎 讓君

同日 補欠選任

同日 洪沢 利久君

同日 嶋崎 讓君

同日 補欠選任

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

中小企業事業団法案(内閣提出第三四号)

○塩川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業事業団法案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

中小企業事業団法案審査中、中小企業共済事業団及び中小企業振興事業団から随時参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。

が、御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○塩川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○塩川委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○渡辺(秀)委員 最近の経済動向の中で、きわめて物価あるいはまた生産活動に影響を与える物資等が非常に高騰を続けている状態は御存じのとおりであります。そういう経済環境の中で一番影響を受け、かつまたその影響が最後まで根残りしていくのは言うまでもなく中小企業と言われる分野だと思っております。日本の産業構造の中で

よそ九七、八割ぐらいいまでは大体中小企業と一般的に称する分野で構成されているとよく言われておりますが、そういう今日の情勢の中で、しかもまた、日本の産業分野の中で中小企業の果たす役割があるいはまた占めるシェアといいましようか、そういうことを考えてみますと、この中小企業問題というのはいかに日本の経済やあるいはまた通産行政の政策遂行の上において重要な部分であるかというところは、大臣もよく御存じのとおりだと思っております。そういう非常にむずかしい情勢、今日の経済情勢の中で、大臣、第二次オイルショックと称せられる今日の中で、中小企業対策に中小企業庁を置かれたりあるいはまた精神的に打ち上げられたりしたという、いわば行政の環境であるのかわかりませんが、しかし、そういう整理的な考え方ではとらえるのではなくして、いま私が前段申し上げた中小企業対策をより充実させる、より厚くする、こういう考え方の中でこれらのことが考えられていくことが本当ではないのかと実は思っているわけであります。そんな意味でこの法案の必然的な背景といいましようか、あるいはまた必要性といいましようか、事業団を設置する意義、これらについてとりあえず大臣の御所見を冒頭承っておきたいと思っておりますので、お願い申し上げます。

○佐々木國務大臣 ただいま御指摘ございましたように、事業団ができました過程におきましては、なるほど新エネルギー総合開発機構を新設するための一つの道行きとして統合の問題が起きたことは事実でございますけれども、しかし、いま振り返ってみますと、かえってそれが今後の中小企業政策を強化するために、この両機関を一本にするということが今後の推進上好運だったんじゃない

と私は思っています。これは非常に役立っていくことを私はまず冒頭から期待をいたしたのであります。

そういう前提に立ちまして、これから各分野にわたって幾つかの御質問をさせていただきますが、中小企業問題に取り組む政府の姿勢あるいはまた行政のあり方というものをひとつ自分なりに見きわめてみたい、こんな気がいたしましたので、自民党を代表する形でこれからひとつ質問を申し上げます。どうぞひとつよろしくお願いを申し上げます。

いま申し上げましたように、この法案の制定の背景としては、いわゆる昨年の予算編成期において新エネルギー開発機構という画期的な一つの将来エネルギーに対する出資の代替としての事業団構想が打ち上げられたという、いわば行政の環境であるのかわかりませんが、しかし、そういう整理的な考え方ではとらえるのではなくして、いま私が前段申し上げた中小企業対策をより充実させる、より厚くする、こういう考え方の中でこれらのことが考えられていくことが本当ではないのかと実は思っているわけであります。そんな意味でこの法案の必然的な背景といいましようか、あるいはまた必要性といいましようか、事業団を設置する意義、これらについてとりあえず大臣の御所見を冒頭承っておきたいと思っておりますので、お願い申し上げます。

○佐々木國務大臣 ただいま御指摘ございましたように、事業団ができました過程におきましては、なるほど新エネルギー総合開発機構を新設するための一つの道行きとして統合の問題が起きたことは事実でございますけれども、しかし、いま振り返ってみますと、かえってそれが今後の中小企業政策を強化するために、この両機関を一本にするということが今後の推進上好運だったんじゃない

と私は思っています。これは非常に役立っていくことを私はまず冒頭から期待をいたしたのであります。

そういう前提に立ちまして、これから各分野にわたって幾つかの御質問をさせていただきますが、中小企業問題に取り組む政府の姿勢あるいはまた行政のあり方というものをひとつ自分なりに見きわめてみたい、こんな気がいたしましたので、自民党を代表する形でこれからひとつ質問を申し上げます。どうぞひとつよろしくお願いを申し上げます。

いかというふうな、逆に災いを転じて福となすと言っちゃ少し言い過ぎかもしれませんけれども、そういう感じがいたします。でございますから、せっかく政府の施策の中心的な実施機関でございますから、この機会を利用してさらに一層中小企業施策を充実して、またそれを実践する場合に強力に実施できるように、この機構自体を育てたいというふうに考えてございます。

○渡辺(秀)委員 いま大臣からお答えがありましたとおりだと思うのですが、振興事業団あるいは共済事業団、この二つをただ一つに整理統合するというようなものではなくて、中小企業に対するもっと深い理解、愛情、そういうようなものがいわゆる事業団を設置することによってより遂行しやすくなる。これは御存じのように二つが一つになると相当大きなものになるわけでありますが、しかし、後ほど質問もさせていただきますけれども、ただそういう統合的な考え方でなくて、もう一つそこには中小企業政策を遂行していかなんとする政府の姿勢、これからの中小企業政策のあり方を追求する具体的な中小企業者に対するあかしというのか、そういうようなものがこの事業団設置に対する姿勢としてこの法案の中に出てなければならぬのではないのか。その点について、それらがもう一つ、時間的な問題かどうかは別にして、ちよつと残念ながら十二分に読み取れるという形ではないような感じがいたしますが、その点どんなふうにお考えでございましょうか。

○佐々木国務大臣 御説のとおりでありまして、私もそうおっしゃることは、その際まず考えなければいけません。これは、新しい機関の業務の充実ということが一番重要だろつと思ひます。

昭和五十五年度におきましては、従来の高度化融資制度をさらに強化、改善するあるいは中小企業大学の創設、この業務は大変大きな問題だと思ひます。あるいは倒産防止共済制度の改善、こういうことを考えましても、新しい機関がこれから発足するに先立ちまして、言うなれば新体制として進めるにふさわしい業務拡充、充実ではない

かというふうな考えますので、特にその点、単に従来の機能を引き継ぐというだけではなくて、新しい思いをいたしまして、新しい業務で、充実した業務で進めたいと考えております。

○渡辺(秀)委員 そこで中小企業庁長官、いま大臣が申されたような一つの背景の中で、この事業団の発足に伴って従来よりも中小企業政策が後退したりするようなことは毛頭ないと思ひますけれども、種々手続などで複雑になったりあるいはまた組織が大きくなって動きが緩慢になる、いわゆる中小企業政策というのはいさぎの細かいことが一番の取り柄であります。それがどうも手続的にむずかしくなったりあるいはまた複雑になったり、中小企業者の意思がよく伝達されなかつたりというふうな、かえって構造的に複雑あるいは組織的に緩慢さが出てくるようなことがないかどうか、その点もあわせて今後の中小企業政策に漏漏はないかどうか、まずこの事業団構想で心配がないのかどうか、その辺もひとつ長官からお聞きしておきたいと思ひます。

○左近政府委員 両事業団を統合いたします一つの趣旨は、従来いろいろな中小企業政策が行われておりましたけれども、対策が非常に幅広いだけになかなか統一した政策がやりにくい、むしろ今後これは統一した観点で中小企業政策を実施すべきであるという御意見が非常に強かつたわけでございまして、したがってこの両事業団の統合が、従来非常に幅広いだけにとかくばらばらになりやすい中小企業政策を、一つのシステムとして統合的にやれるというメリットが生ずると思ひます。しかしながら、いま御指摘のように、組織が大きくなりますといういろいろな例がありますようにマンモス化しまして、むしろいま考えました統合の理想に反するような事態が出てくるおそれもある他面あるわけでございまして、したがって、この件についてはわれわれ十分戒心いたしまして、統合しによりメリットが出るように、そしてまた大きなことによつていわば組織の動きが悪くならないうようにということで、絶えず自己反省しながら

進めなければいけないと思ひますが、これは新事業団にも評議員会という一般的な中小企業の方々の御意見を聞く組織もございまして、そういうものを活用しながら、いま御指摘のような事態にならないように絶えず中小企業庁も監督いたしますし、事業団自身としてもみずから絶えずそういう努力をするということをして今後やっていきたいと考えております。

○渡辺(秀)委員 この事業団が実際にやってみて、欠陥とかあるいはまた補わなければならぬところがあるところが恐らく出てくるのではないかと、初めから百点満点を求めるよりも、こういうことで出発して、漸次改良していくあるいはまた改革をしていく、中小企業者のニーズにこたえ得る体制、事業団をつくり上げていく、今後これが絶対的ではないんだということころなのか、今後こういうものを絶えず改革していくという意欲はありなにかどうか、その辺もひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○左近政府委員 日本の経済の実態が時々刻々変わつてまいりました。したがって中小企業政策自身も絶えず変化をしなければいけない、その事業団に即応した適切な対策を講じなければいけないというふうな考えでおります。したがっていまこの事業団も時代の変化につれて絶えず変わっていく、より適切な体制になつていくということが必要だろつと思ひますし、過去を見ましても、両事業団とも設立以来いろいろな組織の改編を遂げていまの両事業団になつたわけでございまして、それがまた一つになりました。従来の例のようにその時代に即した事業団に時々刻々変わっていくものにならうというふうな考えでおります。

○渡辺(秀)委員 振興事業団の斎藤理事長を参考人にお願ひしてありますが、きょうはほかに公務もお持ちのようでありまして、ちよつと順序がどうかと思ひますけれども、事業団の理事長に御質問、御意見をお聞きしておきたいと思ひます。

現況についてとりあえずまず御質問をさせてい

ただきたいと思ひますが、いわゆる振興事業団と称してきたこれまでの事業団の役割、使命、これらの趣旨は相当この構想の中に生かされてきた、私もこの事業団に対していろいろな手続的な問題とかあるいはまた細部にわたつたいろいろな問題を指摘しなければならぬ点もありますが、大体マクロ的に見てこの振興事業団の今日の任務遂行は果たされてきているというふうに評価いたしております。

そういう中で業務内容について伺いたいのでありますが、業務内容に入る前にまず業務内容の実績、たとえば研修の制度というふうなものもあつたやに思ひます。こういうようなものについてどういうふうな実践してこられたか、あるいはマクロ的にでも結構ですが、この事業団の貸付状態などが大まかに言つてどうであるか、もし数字でもお持ちでしたらちよつとお聞きをしたいと思ひます。

○斎藤参考人 中小企業振興事業団は大きく分けて三つの仕事をやっております。

一つは、中小企業者の共同して行います事業に対する低利、長期の融資の制度でございます。高度化資金融資制度と申しております。それからもう一つは中小企業者の経営改善等につきまして診断、指導を行つておる点でございます。それからもう一つは中小企業者の指導者あるいは中小企業者の経営者、従業員の方、そういう方々の研修を行つております。

まず融資の面でございますけれども、現在までの私の融資の総額は、事業団だけの融資額で約七千八百億円、それに県等もあわせて融資をいたしておりますので、県の分も含めまして約一兆一千億円の融資実績になつております。現在の貸付残高も事業団の分をいたしまして六千六百億円ほどの貸付残高に相なつております。これによりまして中小企業者の高度化事業は事業総額として二兆円を超えておまして、この融資を利用されました企業数は直接間接を含めまして六十七万企業に達しております。それによりまして中小企業

それから中小企業者あるいは中小企業指導者の研修の關係でございしますが、これは私どもの前身でございます中小企業指導センターのころから研修事業を営んでおりまして、現在までの卒業生の数は三万七千名に達しております。そのうち経営關係の卒業生が二万三千名、技術關係の卒業生が一萬三千名、こういった実績に相なっております。

学校構想というようなものになってきている。私は非常に喜ばしいことだと思いますが、今年度のこの予算の中に占められた大学校構想に対する具体的な形というのが、当初抱いた期待よりも若干十二分ではなかったという感じがしないでもありません。しかし、せっかくこれだけの大学校構想を打ち上げられたのでありますし、また、漸次こ

う意味においては、一般教育における大学教育と違ふ実践教育というようものがなされていかなければならないと思うのです。そういう意味においては、事業団が発足するに当たつて、この大学校をもつと積極的にあるいはもつとユニークな形で、いままでのようにできていつか消えていつてしまふというような存在でなくて、息の長い、そ

いうことを非常に期待をしていかなければならぬいのではないか。學歷偏重とかいうようなことからこれからだんだんと離れていかなければならぬい、あるいはいままでのそういう悪弊を取り除いていかなければならない今日、非常に大きな役割りがそこにあるような感じもするわけです。また

○左近政務委員 五十五年慶予算で中小企業大学校を発足させるという計画を持つておるわけでございますが、いま御指摘のように、五十五年度の予算の範囲内におきましては、大学校が発足いたしましたして、従来の事業団の研修所から一歩前進したということでございますが、われわれの考えておりますのは、やはりこれをもっともと充実させて

る知識の吸収ではなくて、時代の変化に即応できるように中小企業者の力を養成するということがどうしても思ういます。そのためには、教授の方法も単に講義をするというのではなくて、実際に自分でやってみるというふうな要素を織り込んだ、アメリカなどにございますいわゆるケーススタディなどを多くいたしまして、中小企業者に応用力を

あるいは日本の中小企業の方々の独特な経営技法面、そういう教養方の研究をしなければいけない。といいますか、そういうものを学問的にも開発しなければならないというようなことがございますので、今後は研究機能を強化していくということと、一つの大きな目標になろうかと思えます。

点が一つ問題だろうと思います。そういたしました、今年充足したものをさらに研究機構あるいは対象を広げていくというようなことについて今後の充実を図りたいし、これは事業団が一本化したしましたので、さらにこういう点で強力にこれを推進してまいりたいというふうに考えております。

まんべんなくその地域の人たちに――中小企業対策というのは、御存じのとおり各地域によっても産業あるいはまた産地の性格が違う場合もありまして、そういうことを考慮に入れたたきめの細かい大学校というようなことを考えていただけると非常に結構なことではないかというふうに思います。また、中小企業者の非常に期待するところ

事業団の理事長はもう時間がないと思いますので、一点だけ……。長官にも後でお聞きをしたいのですが、先ほど申されたように、いわゆる高度化資金が、県の方と合わせれば大変な額、一兆一千億ぐらいにまで上っているというお話がござい

の金利体系は今後とも堅持していくという考えであるかどうか、今日この場においてその御決意のほどを、そして長官にはその見通し等もぜひお聞かせいただきたい。事業団理事長、お時間でございますし、どうぞお願い申し上げます。

○斎藤参考人 高度化資金は低利、長期であることとその特色でございます、金利は高いものでござ

最近の借り入れの状況を見ますと、だんだん借り入れる企業がより小型と申しますか、零細化をいたしておりまして、自己資金の少ない企業の比率が非常に高まっております。そういう事情からいたしまして、この金利水準は少なくとも現状を維持させていただきたいというように私も希望を持っておりますわけです。でき

に考えております。

○左近政府委員 高度化資金につきましては、窓口が、府県で貸し付けるとかあるいは方式によりましては事業団みずからが貸し付けるというように

な制度でもございすし、しかも内容が、組合等をつくりまして企業規模の適正化を図るための事業という特殊な事業でございす。したがっていましてこれは一般の金融ではないというふうにわれわれは考えておりました、原資も主として政府出資を中心にあるいはまた県の拠出を中心にして置けるわけでございます。したがっていましてこれは一般の市中金利とは関係がなく、政策的に決めていくというのが本筋でございまして、現在でもほとんどの貸し付けがそういうことになっていくわけでございますので、この態度を今後とも貫いていきたいというふうに考えております。

○渡辺(秀)委員 どうぞ、理事長結構です。

大臣にちよつと私の考え方も織りまぜて申し上げますので、大臣のお考えもお聞きをしたいと思います。先ほど御質問を申し上げた順序に戻りまして、いわゆる役員構成の問題であります。事業団の役員は、振興事業団が七名、共済事業団は五名の、従来の二事業団の十二名を九名というところで削減をされております。監事も二つ合わせますと三人のところを二人にされる。かなり合理化というか、行革の一つの実践をここでやりなっているというのにはよくわかるわけです。しかし役員の方は頭数は減らしているようでありますが、職員の方はそのまま引き継いでおられるということも、いわゆる生活権の問題もあらうと思ひますけれども、この法律改正によって仕事の分野が広くなるということで、当然それだけの人員が必要であるということだろふと思ひますけれども、とかくこれらの場合にはそういうことがよく見られます。必要なものは必要としていたし方のないことではあります、単なるそういう一足すは一は二であるという形であつてはなりませんので、その辺のところを一点、お考えは那邊にあられるか。そしてこの役員人事について、いままで天下りはいかぬとよく新聞でも世論でもいろいろ言われております。役所からの天下りはいかぬというのを言われますが、大臣、私は実はちよつと考える方が違ふのであります。せつかく何十年間

の金で、こう言つてはお役人の皆さんにどうか知りませぬけれども、養育をしてきたあるいは経験を積み重ねてきたこれらの人たちが、ただその年齢にきたからといって、さらにもつと國家に奉仕できるあるいは社會に奉仕できるというのに、天下りはいかぬということだけでこの人材を登用しないということとは果たして國家のためになるのかどうか。私は、そういう一般的な考え方の中にあらる底流は、言うならば役所を取ったお金に倍する金を事業団で取るとかあるいは天下りで取った個所を取るとかあるいは退職金をよけいに取るから問題になるのであつて、人材登用に對しては全く別ではないのか。これらのことははっきりこの新しい事業団ができたときあるいはまた充足するとき、こういう姿勢は私は國家の將來のためにも明確にすべきではないかと思ふのです。私は、能力がありあるいはまた経験を積んだお役人の人たちに大いに國のために死ぬまで働いてもらふということ、これはお互ひ國民としての當然のことではないかと思ふし、それらの人材を發掘することが政治家としてこれまた大きな責任でもあるのではないかとこのように思ひますので、この事業団におかれても將來天下りはいかぬなんておっしゃらずに、大いに人材を登用されたらどうか。これはもちろん役所からだけのことでありません。広く民間からも同じことが言えると思ひますが、とりわけ役所の關係においても、私はお役人の肩を持つつもりは毛頭ありませんけれども、しかし一般的な考え方としてどうも間違つた概念があるような感じがいたしますが、大臣の御所見も承つておき、かつ今後のこの事業団に對する人事構想についてお差し支えなければお聞かせを願ひたい、こう思ひます。

○佐々木國務大臣 まだ実は具体的に考へてはおりませぬけれども、しかし一応の私の考え方としては、やはりただいま御指摘ございまして、たように、これは何と申しまして中中小企業業務に對して専門的な知識を持った人が一番適材であることは申すまでもないと思ひますけれども、さ

らばといつて人間的に欠点があつてはいけませんから、人格、識見、指導力等兼ね備へた人であれば一番よろしいんじゃないか、そういう二つの面をにらんで人選に入つた方がいいんじゃないかと思つています。

それから後段のお話のように、私も実は民間人だからどうかと官界ではどうかととかという行き方はどうも少し考えが狭過ぎるので、その人自身がかりつぱであつて人材でありますれば、出身のいかんを問わぬでもいいんじゃないかというおらかな気持ちであります。そういうつもりで選定をしていくつもりでございます。

○渡辺(秀)委員 ぜひ大臣、ひとつ大いに大胆にりつぱな人を登用していただいて、りつぱな事業団の推進に当たつていただくように、人事構想について慎重かつ大胆な御配慮、御推進を御期待申し上げておきたいというふうに思ひます。

中小企業共済事業団の理事長せつかくお見えであります、大変順序が逆になつて恐縮であります。したけれども、この事業団でやつてこられた教養のための施設というのがございす。具体的にその内容やあるいは今後の計画、先ほど振興事業団の理事長にもお答えをいただきましたが、概略で結構ですけれども、いままでの業務の実績等もせつかくの機会ですでお聞かせ願ひたいというふうに思ひます。

○越智参考人 教養のための施設に直接お答えいたします前に、ただいま先生後段で御質問ございましたが、中小企業共済事業団は昭和四十年の十二月に発足いたしました、小規模企業共済制度の運営をやつてまいりまして、十四年四月月になりまして、加えまして、ちよつと二年前の五十三四月から中小企業倒産防止共済制度の運営をあわせて行つてまいりまして、この間におきまして、特に前者、小規模企業共済制度はたびたびの御改正をいただきまして大変りつぱな制度になつてきていますのではないかと思つております。そういうことを反映いたしまして、小規模企業共済制度の加入者も累計では百万件ぐらになつてお

りますし、共済金を受けて脱退をされた後の現在の在籍におきまして八十五万件ぐらに達しております。

もう一つの倒産防止共済制度は、まだ二年でございまして成果は余り芳しくございせんが、二万件程度の加入実績になつております。

ところで、この小規模企業共済制度については、そういうわけで相当期間の歴史を積んでまいりましたし、大変多数の方の御参加を得ておりますので、いろいろな方法を講じて、單に共済金の交付だけでなく加入者還元ということもできるだけしてまいりたい、こういうことで宿願にしたいと思ひましたが、今度の機会に加入者のための教養の施設をとにかく設けて、それを運営していきたい、こういうことでございす。

まだ時間も若干ございすので、これから大いに研究、検討してまいりたいと思つておりますが、日ごろ小規模企業者、小規模企業共済制度の加入者の方々においては非常に本業でお忙しくしていらつしやいますので、何とか事業団の方で教養の増進のための工夫をして、研修会とか講演会を行うとかあるいは郷土の産品等の展示をするとかあるいは共済契約者など御自身がいろいろと會議にお使いになるとか、こういうような施設になつてくるものと考えております。まだこれから大いに研究をしてまいりたいと思つておりますが、大体そんなふうに考えております。

○渡辺(秀)委員 これは、ひとつ理事長、非常な零細企業者であります。本当にある意味においては家内工業者ということでありまして、こういう人たちに將來的展望あるいは安心感というやうなものを与えていく、極端に言うなら唯一の窓口というか、そういういわば政治の一つの光という役所でおやりになると、相手の方から声をかけてくることを待つというかっこうになります。役所でない事業団で今度はおやりになるわけですから、かなりサービスをあるいは行き届いたPRをおやりになつて、まだまだ理解されてない点が非

常にあります。ぜひひとつこれから、先ほど大臣、長官がおっしゃっておられるように、かなり積極的な、中小企業事業団というすばらしい名前が中小企業問題のあらゆる問題を網羅して、日本の中小企業対策の先端を担っていくという構想でありますから、ぜひひとつこれは今後とも御努力をいただいで零細企業の皆さんのニーズにおこたえをいただきたいというふうにお願ひ、御期待を申し上げておきたいと思つております。

そういう中で、これは長官にお聞きをしなければなりません。倒産防止共済の問題であります。私は、この「中小企業事業団法案の要点及び問題点」という衆議院の商工委員会の方でお出しになられた資料をもつていろいろ御質問をさせていただいておるわけでありまして、この中に、十七ページにも、「貸付条件は、無担保、無保証人、無利子、償還期間五年」と書いてあるわけですね。無利子と言われているけれども、掛金は没収されるために、結局実質的には利子分の負担が生じているという形になっております。いわゆる共済制度というものは相互的な分担の中で行われていくという精神はよく理解できますが、この資料でさえも無利子という言葉をうたつていて、かつ、掛金は没収されるというか、実質的に戻ってこない。言うならば金利負担のいわゆる無利息にする場合のコストであるということだと思つたのですけれども、これは将来ひとつ、ごく近い将来において、先ほど大臣も倒産防止の改善をおっしゃっておられたが、この負担分をできるだけ軽減する。現在では百二十万の掛金で千二百万、千二百万五年借りてしまつて百二十万円が戻ってこない。結局五年間借りている間に約一割の利子負担というか、そういうものが残されているというわけになるわけですね、形は。しかし、これは利子負担ではなくてコストであるというところは理解できますが、このコストをさらに軽減するということをお考えになつておられるかどうか。私はそれをお尋ねするべきではないかと思つていますが、お考えを承りたいと思つております。

○左近政府委員 倒産防止共済制度は一昨年の四月から発足をいたしました。当時、これは全く新しい制度でございますので、とにかく実施をしてみるということで発足いたしました。五年ごとに見直すということになっております。

ところで、いまの御指摘の点も、やってみますという中小企業の方々からも御意見を伺つております。この共済金を得るための掛金を、共済金を借りますと、後、掛金はいただくということになっておりますが、それは共済金を貸し付けするための借入金金とあるいは貸し付けられた共済金が貸し倒れになる場合もあるわけでございます。その貸し倒れに対する対策というように、経費としていただくということになっておるわけでございますが、しかし加入者が非常に多くなると、借入金も少なくて済むケースが出てまいりますし、それからまた、貸し倒れも少なくなるケースも大いにあるわけでございます。そういういたしますと必ず掛金をいただくというのはどうであろうかというのをわれわれも考えまして、実は今回国会に提案をし、近く御審議いただくことになっております倒産防止共済法の一部改正案におきましてはこれを改善するというようにいたしました。貸し付け、この共済金の貸し付けを受けた人が貸付金を全部返済いたしますと、その時期における経理の事情を見まして返済手当金というものをお出しすることになります。そういうものと、実質上この掛金の一部をお返しすることができるといふことになるわけでございます。それはいま申しましたようないろいろな経費の実態を見まして、そして共済の全体の経理からなるべく返済手当金として加入者にお返しすることにするという制度をつくらうと思つております。いずれこの法案については御審議願うことになつておりますが、そういうことで制度を改善いたしたいというふうにお考えを承りますので、よろしく御了承願ひたいと思つております。

○渡辺(秀)委員 いずれこれは法律改正が提案さ

れるわけですから、その席上でもたお聞きをするあるいは議論する場面もあると思つておりますので、この点でいたしましたけれども、何といつても零細企業の、今度はこの改正案で二百十万、二百十万といふことにならうと思つけれども、二百十万の金というのは零細企業にとっては大きな金です。それが五年貸していただいて実質的にはなくなつてしまふ。そこに何かちよつとまだ割り切れないものがある。しかし、それでは金利から見たら年一割と言われている今日の状況の中で、五年で一割ですから非常に微々たるものであり、年二分ですか、そのくらいになつていくわけですから非常に安いといふことはわかりますけれども、心理的な問題として、あるいは政策として考えた場合、これらのことについてどうぞひとつ検討をして軽減を図つてもらいたいと思つております。それは希望を申し上げておきたいと思つております。

時間もなくなつてまいりましたが、下請企業課長、あるいは長官からお答えをいただいてもいいのですが、最近の、いま申し上げたような金利あるいは金融引き締め状態、高騰金利、こういう中で中小企業の非常にのたうち回つて苦しさは御存じのとおりです。下請企業に対する金融引き締めの中で、のしわけがもう刻々と出てきています。私は、近い将来必ずいろいろな問題が出てくるような気がいたします。たとえば、元請の方で金融引き締めによつて企業が苦しくなつて、それを下請にかぶせてしまふ例としてよく返品あるいはクレームといふことで、もういわれなき返品やクレームというように行われて、零細下請企業が泣いてきていることはいままでも多々見られておる現象です。こういうことに対して、昨今のこの金融引き締めから惹起されるであろうこれらの問題について、中小企業庁としてどう取り組みをしていかれるか、この機会にぜひその存在をお聞きしておきたいと思つていますが、ひとつ十二分なる監視をしていただいて、これらの不当な下請企業いじめを手段し、是正させる、場合によ

つては金融機関にもそういうことを伝達するといふか、それぐらいの行政指導の姿勢があつてもいいように私は思つております。ぜひひとつその辺のお考えをお聞きしたいと思つております。

○左近政府委員 過去の事例を見ましても、金融引き締めという事態になりますと、どうしてもこのしわが下請企業に寄るといふ事態は事実でございます。したがって、今後そういうしわが下請企業に寄ることがないようにわれわれも十分措置をしようといふことで現在準備をし、また実際に実践に当たつておるところでございますが、やはりこれは下請代金支払遅延等防止法に基づきましていろいろなチェックを厳格にやるということが一番必要だと思つております。実は私の方の地方通産局を動員いたしまして、毎年親企業に対していろいろな立入検査等々を実施しております。調査件数といたしまして五十四年度で三万六千件、五十五年度には四万五千件に達しておりますが、五十五年度には四万五千件に達しておりますが、またわずかながらでございますが、定員もふやしております。現在のような非常に人員をふやすことが厳しい時期でも、財政当局もそれを理解いたしまして人員増もいたしております。したがって、そういう予算上の措置を踏まえまして、この金融引き締めが深刻化すればするほど立入検査等々の検査を厳重にやつてまいりたいと思つておるわけでございます。

それから他面、そういう親企業が、たとえば従来発注しておつたものを減らすとかいふようなことで下請企業に直接の打撃があつた場合に、下請企業自身に対してもいろいろな援助をするといふことをやっておりますが、来年度は新しい融資制度も設けまして、下請企業に親企業の発注がなくなるかあるいは親をかわらざるを得ないといふような場合に、低利で融資をする体質強化資金制度というものを創設することにしたしております。したがって、取り締まりとそれから下請企業に対する助成、両面からこの問題に対処していきたいといふふうに考えております。

○渡辺(秀)委員 長官、そういうことだと思いま

すが、問題は、この経済の動向が、御存じのとおり不況に入るときが問題なんです、いままでの例をごらんになっておわかりのように。もう不況に入ってしまったその形でいくわけです。不況に入るところで、いわゆるその川上の方がどうしようもないときに下請をいじめるわけです。そのときが問題。言うならば、私はいま不況に入るとは思えませんが、しかし断言はできないと思います。いまの時期が非常に微妙な時期なんですね。ですから、そのところをぜひお忘れにならないようによく御監視を願いたいと思います。

時間がなくなりましたので、最後に大臣に。

いまも下請の関係でもおわかりのとおり、中小企業政策は、大変恐縮ではありますが、一つにはもう金融政策と言われるぐらいであります。ですから、この金融引き締めの中でこれからの中小企業はかなり苦しい時期に入る。それを政府としてあるいはまた政治として中小企業あるいは零細企業に手を差し伸べてやらなければならないのであります。いわゆる政府系の金融機関はこの中小零細企業に対する資金需要にどうかたえていくかあるいはまたどうかたえさせるか、これらについて政府としてその対処方をお聞きしておきたいのであります。新事業団のこの新しい構想の中で、金融関係というのはまた大きな分野を占めておりますが、いわゆる事業団ということではなくて、政府系の金融機関を監督されるお立場で、これからの経済の厳しい動向の中で中小零細企業に対する大臣の御所見を承っておきたいのであります。それをもちまして私の質問を終わりたいと思います。

○佐々木国務大臣 お話のように、最近の金融引き締めが浸透してまいりますと、政府系の金融三機関の重要性というものはますます加わってくると思われます。そこで、四月から始まります五十五年度で一体どのくらいの貸付規模を考えておるかとお申しますと、対前年度比で一〇%の増加でございます。これは、五十四年度の実績の伸び率が前年度比の約八%増でございます。

すから、それを考えますと、まず一〇%見込んでおれば十分ニーズにはこたえられるのではないかと考えておりますけれども、しかし一番肝心なことは、もう一つ、このしわ寄せがどんだん中小企業に集中されるんじゃないことになりまして、これは幾らあってもかきませんので、そういうことのないようにいろいろ情勢を勘案してみまして、どうしても手を打たにやならぬということになりますればそのときにまた機動的に対応していきたい、このように考えておるわけでございます。

○渡辺(秀)委員 時間が参りましたのでこれで終わりますが、どうぞひとつ大臣、そして中小企業庁長官におかれては、中小企業に対するいろいろな施策の中でこの政策の遂行をされていくという背景は、中小企業の存続がなければ意味ないわけでありまして、中小企業の存続を図る上におきましても、いま申し上げたように金融関係というのは非常に大きな、もう九〇%ぐらいを占める柱だと思えます。枠がないとかあるいは保証協会の問題であるとか、いろいろな問題がありますが、どうぞひとつ臨機応変に、敏速に厳しい経済情勢に対応できる措置を、中小企業、零細企業の皆さんの期待にこたえていただきますように御期待を申し上げたいと思ひまして、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして質問を終わります。

○塩川委員長 これにて渡辺秀央君の質疑は終了いたしました。

次回は、来る二十八日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十一分散会